

子どもたちに豊かな学びを保障するために、
教職員定数改善と教育予算の増額、
義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める
陳情に関わる資料

中地区教職員組合

学級編制・教職員定数の算定について（公立の小中学校の学級編制）

○義務標準法に規定する学級編制の標準

＜小・中学校＞			
小学校	中学校		
35人	40人		
同学年で編制する学級			
16人	8人		
複式学級（2学年）			
(1年生を含む場合8人)			
特別支援学級	8人	8人	
＜特別支援学校（小・中学部）＞	6人（重複障害 3人）		

《参考》

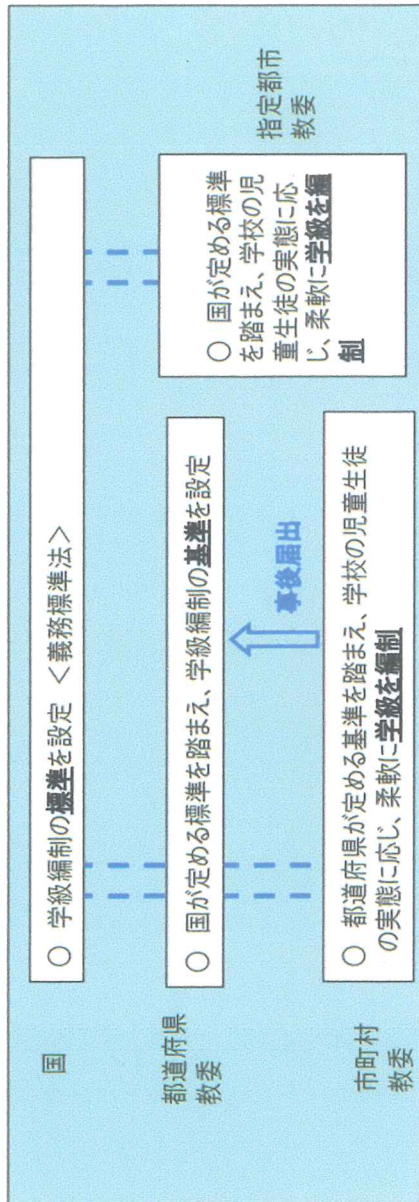
○小学校設置基準（文部科学省令）
（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

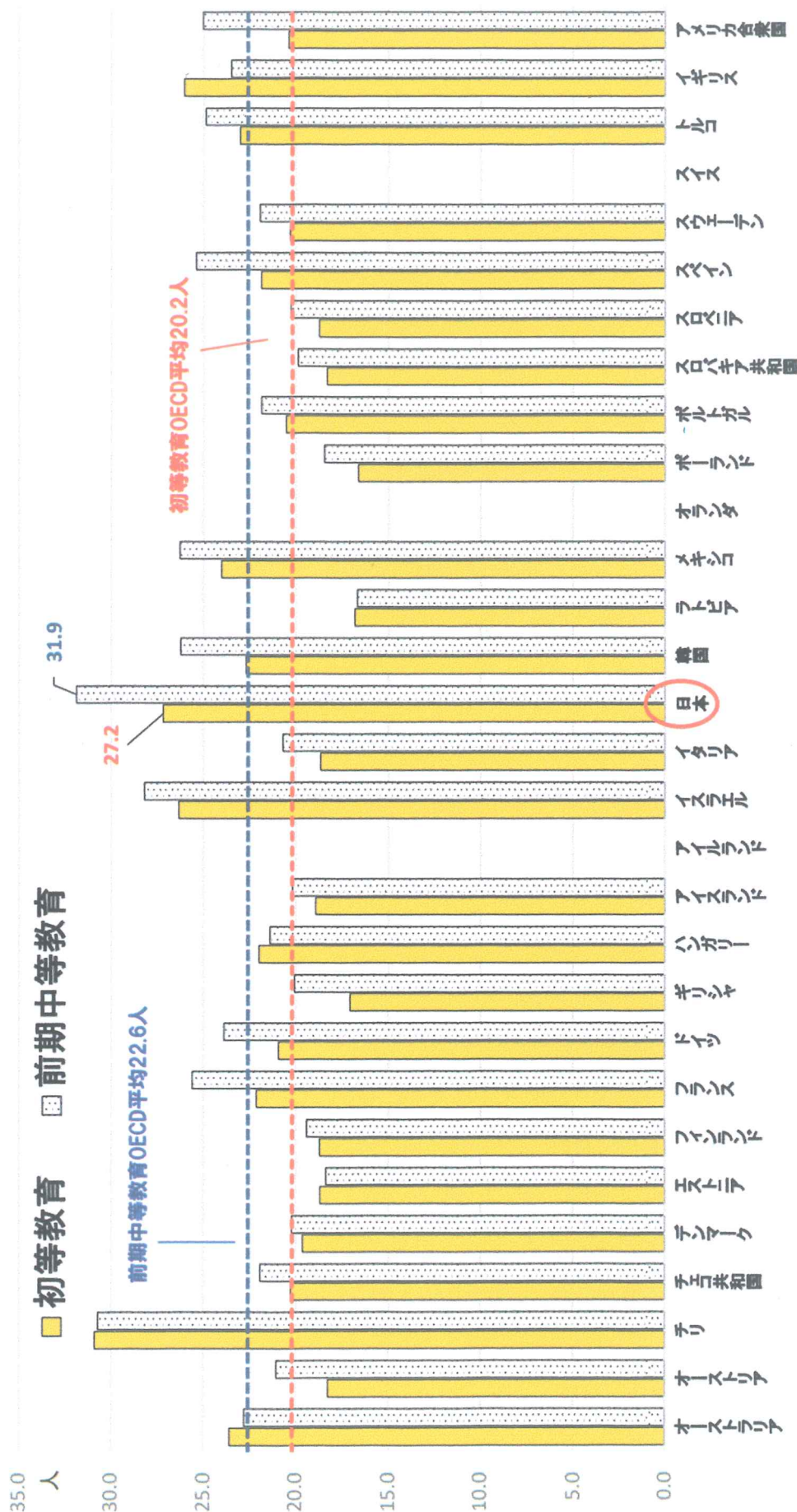
第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係



一学級当たり児童生徒数 [国際比較]

日本の学校における平均学級規模は、OECD平均よりも大きく、もともと学級規模の大きい国の一つ。
(初等教育27.2人(OECD平均20.2人)、前期中等教育31.9人(OECD平均22.6人))



(出典)OECD stat.

- ・本グラフの数値は、OECDが公表している数値を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。
- ・参照年は2020年(日本の参照年度は2019年度)。
- ・日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる

文部科学省：「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数等に関する参考資料」
https://www.mext.go.jp/content/20231107-mxt_zaimu-000032590_005.pdf

文部科学省が実施した通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

1. 調査時期

令和4年1月から2月にかけて実施。

2. 調査対象地域・学校等

全国の公立の小・中・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする。

3. 回収数及び回収率

標本児童生徒数88,516人

(小学校:35,963人、中学校:17,988人、高等学校:34,565人)のうち、74,919人について回答が得られ、回収率は84.6%。

標本学校数1,800校のうち、1,627校について回答が得られ、回収率は90.4%。

4. 調査回答者等

調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター、又は教頭(副校長)

のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。

5. 調査結果

質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の困難の状況

質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合

<小学校・中学校>

	推定値
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%
学習面で著しい困難を示す	6.5%
行動面で著しい困難を示す	4.7%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%

※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性－衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

6. 平成24年度に実施された調査の結果

質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%
学習面で著しい困難を示す	4.5%
行動面で著しい困難を示す	3.6%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%

文部科学省：「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について」(令和4年12月13日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」(平成24年12月5日)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf

学級規模等と教育効果に関するこれまでの研究について

I. 学級規模に関する研究 (欧米)

1 グラスとスミスの研究 (いわゆるグラス＝スミス曲線：1982年)

- ・ 学級規模が20人程度以下になると学習効果が大
- ・ 児童生徒の感情的な側面への効果、教員に対する効果、教授課程への効果は、いずれも小規模学級の方が効果大

2 米国連邦教育局の公表 学級規模と政策 政治と特効薬 (1988年)

- ・ 学級規模縮小という経費のかかる政策は、投資の割には学習達成度の向上に繋がらない
- ・ 非効率な方法に投資するより教授法改善や教員の力量向上に資金を投入すべき

3 英国勅任視学官事務局の公表 学級規模と教育の質 (1995年)

- ・ 学級規模と教授・学習の質との間に単純な繋がりはない
- ・ 小学校低学年では学級規模縮小は有効 大規模学級への移行後も有効
- ・ 学習に関しては、学級規模よりも指導方法や学習集団形成の影響が大 等

4 米国テネシー州の実験 就学前～第3学年 (1985年～)

- ・ 小規模学級 (13～17人)は通常学級 (22～26人)より優れた成績をあげた
- ・ 学校経験の初期に小規模学級を経験した者に効果が持続する 等

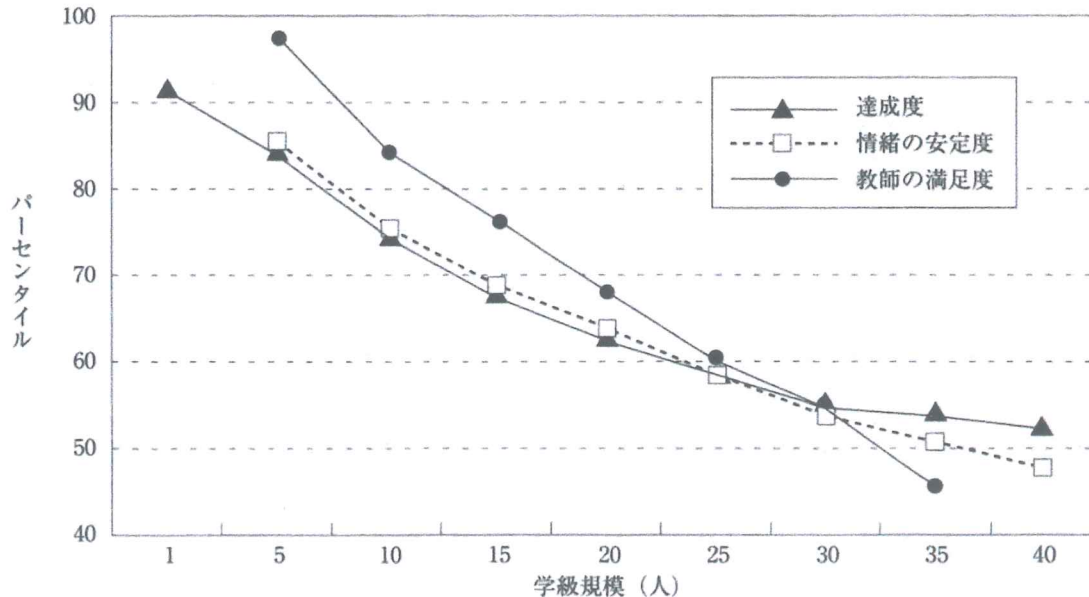
5 米国連邦教育局の公表 学級規模縮小 何が分かっているか? (1998年)

- ・ 低学年で学級規模縮小は有効。特に15人～20人規模で顕著
- ・ 学級の少人数化には強力な予算的裏付けが必要であり、教員採用にも大きな影響を与える 等

6 英国学校制度の準備学年における学級規模に関する調査研究 (2002年)

- ・ 読み書きと計算テスト結果は、学級規模の増大とともに低下した 等

図1 グラス・スミス曲線 [アメリカのクラスサイズ研究]
(学級規模と達成度、情意面、教師の満足度)



(資料) Glass, Gene V., "Class Size" Encyclopedia of Educational Research, 1992, p.165.

文部科学省：「学級規模等と教育効果に関するこれまでの研究について」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/029/shiryo/05061101/004.pdf

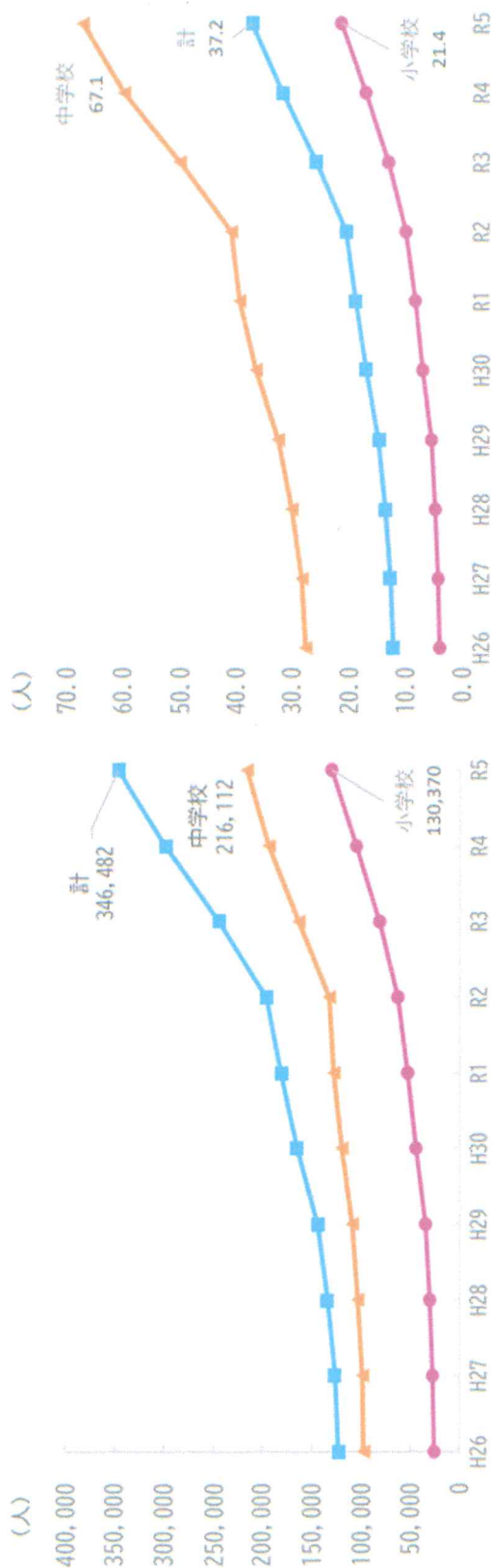
図1：出典「最新教育データブック (時事通信社)」

小・中学校における不登校の状況

- ◆ 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は346,482人（前年度299,048人）であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人（前年度31.7人）。
- ◆ 不登校児童生徒数は11年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移

不登校児童生徒数の推移（1,000人当たり不登校児童生徒数）



不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

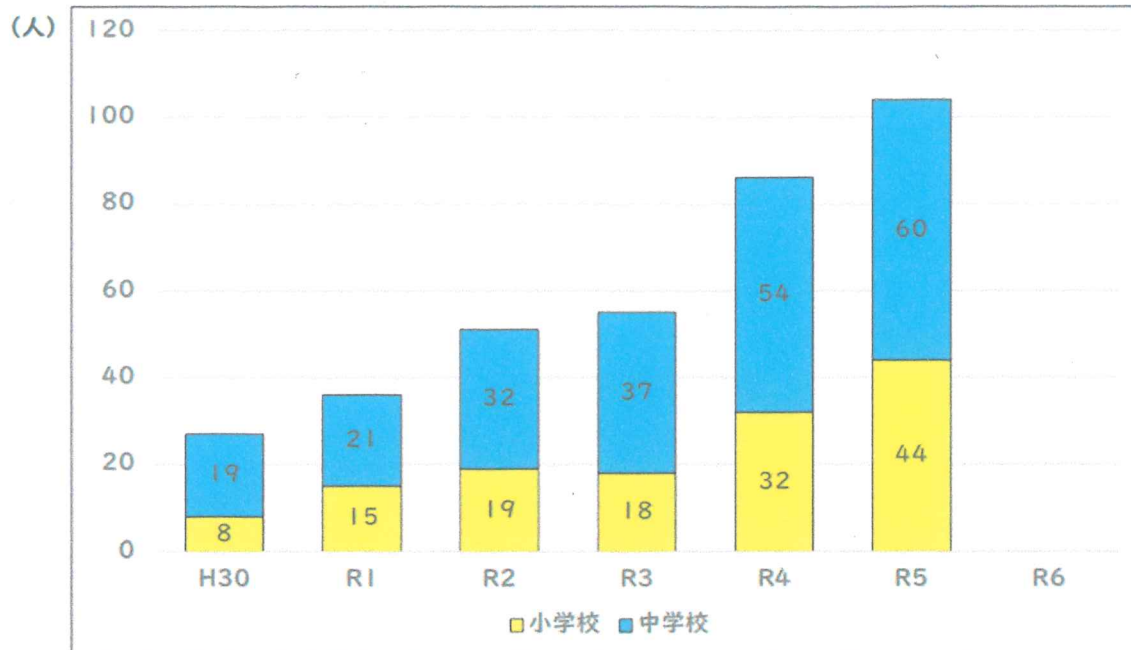
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1
計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2

【出典】文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

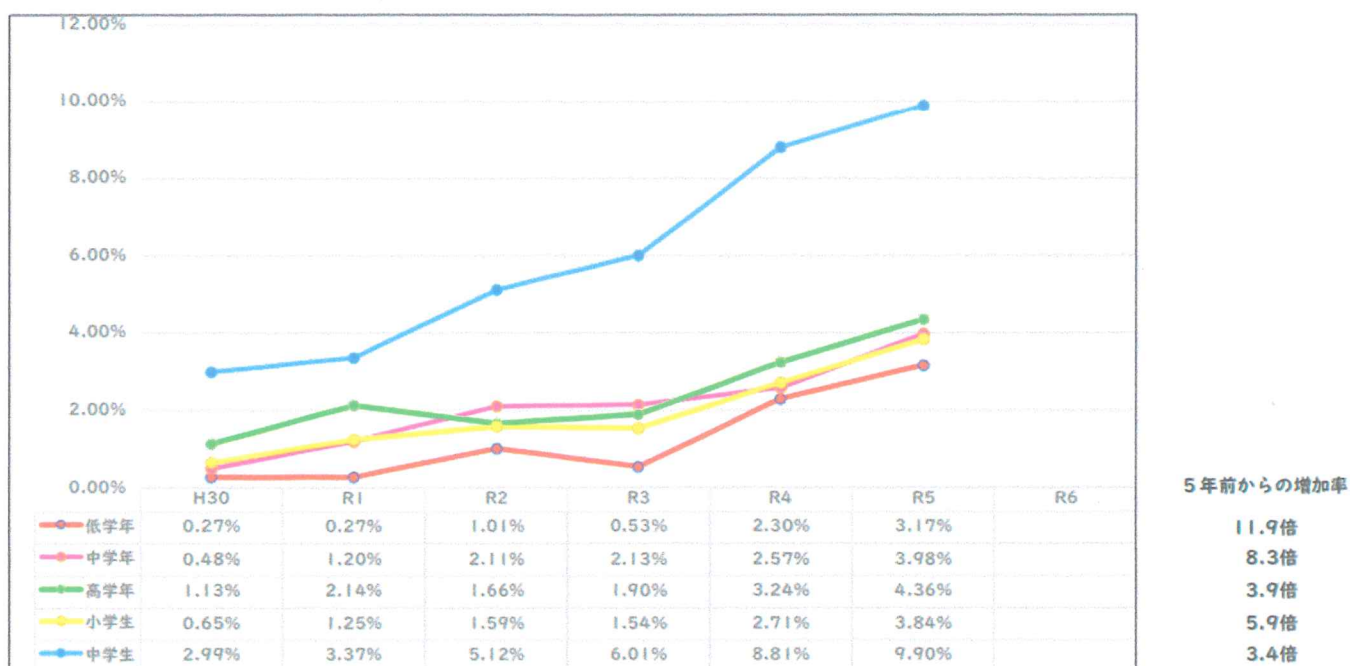
文部科学省：「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」

https://www.mext.go.jp/content/20241217-mxt_kyoiku01-000039494_3.pdf

二宮町立学校の不登校児童生徒数の推移



在籍児童生徒における不登校児童生徒の割合の推移



二宮町教育委員会：「二宮町の不登校支援」

<https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/cmsfiles/contents/0000001/1016>

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和7年度予算額 94億円
(前年度予算額 88億円)

令和6年度補正予算額 4億円

文部科学省

背景・課題

○ 近年、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数が大きく増加するとともに、学校内外の専門機関等で相談・支援を受けていない小・中学生が約13万4千人に上るなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

○ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省 < 令和7年度予算額の概要 >

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等
9,295百万円（8,680百万円）【補助事業】

① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

- ・ 学びの多様な学校の設置準備・設置後の運営支援
- ・ 校内教育支援センター（SSR）支援員の配置（2,000校）【新規】
→ SSRを拠点として、不登校傾向等にある児童生徒の学習支援や相談支援を行う
- ・ 教育支援センターのアウトリーチ支援体制強化（130箇所、関係機関との協議会の設置）

② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・ SCの配置（全公立小中学校 27,500校、週4時間）
SSWの配置（全中学校区 10,000校、週3時間）
- ・ 重点配置校（いじめ・不登校対策）の充実
SC：10,000 → 11,300校 < + 週4時間 >
SSW：10,000 → 11,000校 < + 週3時間 >

③ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

【令和6年度補正予算額 149百万円】

- ・ 不登校の未然防止・早期対応に向けた保護者等への相談支援体制構築事業
→ 保護者に対する相談支援の実施や、不登校支援等に係る情報提供など、相談支援体制の構築を支援（200自治体）

こども家庭庁

※主に首長部局を通じた対応

- ・ 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証
- ・ いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- ・ 学校に十分な力が持たないこどもを含め、地域での不登校のこどもへの切れ目ない支援
- ・ こどもの多様な居場所づくり など

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究

34百万円（47百万円）【委託事業】

① いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

- ・ 自殺予防教育推進事業
→ 令和6年度に作成したモデル事例や啓発資料等の普及促進
- ・ 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの実証
- ・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究

② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

【令和6年度補正予算額 301百万円】

- ・ いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進事業
→ 新たに警察OB・OG等の多職種の専門家をいじめ対策マイスターとして教育委員会に配置（5都道府県、15市区町村）
- ・ いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業
→ いじめ未然防止教育の指導教材等及び動画教材の作成、一般向けの啓発動画の作成
- ・ 不登校・いじめ対策の効果的な活用への促進に向けた調査研究

文部科学省・こども家庭庁が連携して対応

※非予算の取組

- ・ いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- ・ いじめ重大事態の情報共有
- ・ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

文部科学省：「令和6年度予算のポイント」

https://www.mext.go.jp/content/20250305-ope_dev03-000037774-1.pdf

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

背景・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要である。

目標

- 「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（令和5年3月）や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」（令和5年10月）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

令和6年度予算額
(前年度予算額)

88億円
85億円

文部科学省

令和5年度補正予算額

51億円

文部科学省 <令和6年度予算額の概要> 主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等
8,680百万円 (8,461百万円) [令和5年度補正予算額 3,728百万円]

① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

- ・ **学びの多様な学校の設置** 準備に加え、新たに設置後の運営支援
(設置準備：20校、設置後：7校)

- ・ 教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化等

② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・ SCの配置 (全公立小中学校 27,500校、週4時間)

- ・ SSWの配置 (全中学校区 10,000校、週3時間)

- ・ **重点配置校数の拡充** (SC : 7,200→10,000校、週8時間)
(SSW : 9,000→10,000校、週6時間)

- ・ オンラインを活用した広域的な支援体制整備 (全都道府県・政令指定都市)

③ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

④ 不登校児童生徒等の学び継続事業(令和5年度補正予算額 3,728百万円)

- ・ 校内教育支援センター (SSR) の設置促進 (6,000校)

- ・ 在籍校とつながり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための教育支援センターのICT環境の整備 (600ヶ所)

- ・ より課題を抱える学校における組織的な支援のためのSC・SSWの配置充実 (3,900校)

- ・ いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議
- ・ いじめ重大事態の情報共有
- ・ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

こども家庭庁 主に首長部局を通じた対応

- ・ 学校外からのいじめ解消アプローチ
- ・ いじめ調査アドバイザー
- ・ こどもの多様な居場所づくり等

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究【委託】

47百万円 (50百万円) [令和5年度補正予算額 1,404百万円]

① いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

- ・ **自殺予防教育の指導モデル開発**
- ・ 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発
- ・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究 等

② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

③ 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

[令和5年度補正予算額 1,404百万円]

- ・ **1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進**
- ・ 保護者への相談支援やアウトリーチ等の地域の総合的拠点機能形成
- ・ 不登校・いじめ対策等の効果的な活用への推進

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備 (開校や余剰教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設 (令和9年度まで) 等)、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置 (義務教育費国庫補助金) (学びの多様な学校に対する教職員の優先配置等)
- ▶ 学習指導員等の配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 (私立) 私立高等学校等経営補助金補助金 (特別補助)
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実 (学校保健推進体制支援事業)
- ▶ 夜間中学校の設置促進・充実
- ▶ 高等学校における教育の確保・多様性への対応に関する調査研究
- ▶ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

文部科学省：「令和7年度予算のポイント」

https://www.mext.go.jp/content/20250305-ope_dev03-000037774-1.pdf

義務教育費国庫負担制度について

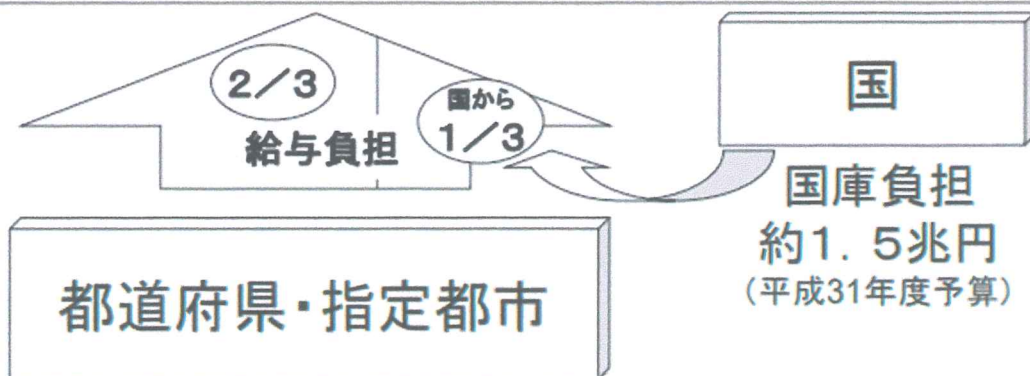
制度の基本的役割

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹（機会均等、水準確保、無償制）を国が責任をもって支える制度。

制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市（指定都市除く）町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。
（平成18年度1/2→1/3）

公立義務教育諸学校の教職員の給与費（総額約4.5兆円）
（約68.7万人：小学校41.0万人、中学校23.0万人、特別支援学校4.7万人）



国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3
（※標準法定数（基礎定数＋加配定数））

文部科学省：「義務教育国庫負担制度について」

https://www.mext.go.jp/content/20200204-mxt_zaimu-1394395_1.pdf